平成２３年（フ）第９０号
沖縄県那覇市古島２丁目５番地37メゾン松島101
債務者　仲村　睦哉
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２３年（フ）第１０号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町４丁目11番21―104号
債務者　鈴木　祥子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係
平成２３年（フ）第６２号
秋田県潟上市飯田川下虻川字道心谷地30番地36　水明亭三番館203号室
債務者　山岡　昭子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２４号
秋田県能代市栄町17番13号　布施アパート１号
債務者　保坂由紀子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
秋田地方裁判所能代支部
平成２３年（フ）第１６号
秋田県北秋田市脇神字平崎川戸沼９番地１
債務者　鈴木　哲彦
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
秋田地方裁判所大館支部
平成２２年（フ）第１５４号
群馬県桐生市菱町３丁目1279番地
債務者　遠藤　弘明
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２２年（フ）第１５５号
群馬県桐生市菱町３丁目1279番地
債務者　遠藤　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２３年（フ）第１７号
群馬県桐生市広沢町３丁目3525番地の６
債務者　荻野　久惠（旧姓天寺）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２３年（フ）第２９号
群馬県桐生市梅田町１丁目235番地の12
債務者　金子　裕美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２３年（フ）第３０号
群馬県桐生市堤町３丁目５番20号　わたらせコーポＢ棟202号
債務者　髙松美奈子（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２３年（フ）第３０号
三重県伊賀市猪田530番地の49
債務者　福山　真吾
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
津地方裁判所伊賀支部
平成２３年（フ）第２２号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1657番地
債務者　明隅　信滋
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
大津地方裁判所彦根支部
平成２３年（フ）第３６号
滋賀県彦根市芹橋１丁目２番50号
債務者　藤原　友紀
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
大津地方裁判所彦根支部
平成２２年（フ）第１４１１号
京都市南区吉祥院這登西町１番地２　レオパレスＡＬＴＡⅡ203号室
債務者　吉田　珠美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第１３５号
京都市伏見区桃山町日向２番地71
債務者　塚本　祥子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第２３５号
京都市中京区壬生坊城町48番地の３　壬生坊城第２団地４棟623号
債務者　今村こと　黄　　昭二
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第２７５号
京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町30番地１１棟407号
債務者　夜野　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２３年（フ）第２８０号
京都市左京区一乗寺北大丸町48番地　洛悠荘202号
債務者　河北　圭子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係